

小国町告示第20号

令和8年度小国町産婦健康診査費助成事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小国町長 仁科洋



令和8年度小国町産婦健康診査費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産婦の健康の保持増進及び産後うつ予防並びに新生児への虐待予防に寄与することを目的として、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定に基づく産後間もない時期の産婦に対して行われる健康診査（以下「産婦健康診査」という。）の受診を推進し、産婦の経済的負担を軽減するため、産婦健康診査に要する費用（以下「産婦健康診査費」という。）の全部又は一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、産婦健康診査受診時に町内に住所を有し、かつ、山形県外の医療機関で令和8年4月1日以降に産婦健康診査を受診した者とする。ただし、国内に限るものとする。

2 前項に規定する対象者は、産後2週間頃の産婦健康診査にあつては産後4週6日まで、産後1か月頃の産婦健康診査にあつては産後8週6日までにある産婦とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(助成対象健康診査及び助成額)

第3条 助成の対象となる健康診査は、1人につき2回を限度とし、助成額は、1回5,000円を上限とする。

(助成の申請)

第4条 産婦健康診査費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産婦健康診査受診後速やかに、産婦健康診査費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 産婦健康診査に係る領収書の写し
- (2) 産婦健康診査の記録が記載された書類又は母子健康手帳の写し

(助成金交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ助成金の交付の可否を決定し、産婦健康診査費助成金交付決定通知書（様式第2号）又は産婦健康診査費助成金交付却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知する

ものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、速やかに申請者に助成金を支払うものとする。

(取消し)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、当該助成額の返還を命じることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。